

●令和2年度 監査テーマ 補助金等に係る財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

1. 市長公室 市民活動課

(6) 勤労市民会活動補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R3.4末現在)	区分
1	収支予算書における補助対象経費の明示について 〔報告書69ページ〕	<p>○枚方市勤労市民会が所管課に提出している収支予算書及び収支決算書は、法人全体としてのものであり、補助対象経費とされている人件費と事業運営費の金額が記載されていない。</p> <p>○事業完了報告時には、収支決算書に加え、「活動補助金決算報告」として、補助対象経費である人件費と事業運営費の内訳が提出されているが、収支決算書との関連性を把握することができない。また、予算額と決算額の記載について、実際には決算額が超過しているものを、予算額合計と決算額合計が一致するように調整し、作成しているとのことである。</p> <p>○収支予算書及び収支決算書の各費目と補助対象経費との対応関係を明確にするよう求める必要がある。</p>	市民活動課	<p>令和3年度の補助金の交付申請の際に、補助対象経費が明記された、法人全体の収支予算書と、補助対象経費の該当部分を抜粋した活動補助金予算書の提出を求め、その内容の確認を行った。</p> <p>また、令和2年度の補助金の完了報告の際にも、令和3年度の交付申請の際と同様の対応を行うとともに、活動補助金決算報告書の決算額について、適正な決算額の記載を求めた。</p> <p>補助金交付の最終年度となる令和3年度の事業完了報告においても、同様の対応を行う。</p>	措置・改善済
2	事業実施状況の確認について 〔報告書70ページ〕	<p>○本補助金では、事業の実施状況を確認する書類として「福利厚生事業報告」を入手しているが、これは、事業計画に記載された事業のうちの一部に過ぎない。</p> <p>○今後は、事業計画に掲げられた事業と対応する事業報告を提出させ、事業の実施状況を確認する必要がある。</p>	市民活動課	<p>令和2年度の事業完了報告時に、事業計画に掲げられた事業と対応する全ての事業報告書の提出を求め、その実施状況を確認した。</p> <p>補助金交付の最終年度となる令和3年度の事業完了報告においても、同様の対応を行う。</p>	措置・改善済

2. 観光にぎわい部 農業振興課

(1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R3.4末現在)	区分
3	公共的団体の非常勤の役員等への就任における決裁及び合議の手続きについて 〔報告書72ページ〕	<p>○再生協議会の会長には産業文化部(令和2年度は観光にぎわい部)の部長が就任しているが、公共的団体の非常勤の役員等への就任に係る市長の決裁及び合議の手続きが実施されていなかった。</p> <p>○決裁及び合議の手続きが求められる公共的団体の範囲について法人格を有するものに限定するか、任意団体まで含めるかについては議論の余地があるが、任意団体であっても枚方市の施策に関連性の強い団体は含めるのが相当と考えられる。</p> <p>○実際、交通対策課においては、職員が枚方市交通対策協議会の事務局長に就任する際、決裁及び合議の手続きが実施されており、再生協議会についても、公共的団体の非常勤の役員等への就任に係る市長の決裁及び合議の手続きを実施する必要がある。</p>	農業振興課	<p>再生協議会の会長に職員が就任する際に、公共的団体の非常勤の役員等への就任に係る決裁及び合議の手続きを実施した。</p> <p>また、次年度以降も適正に運用できるように年間業務スケジュール表に追記した。</p>	措置・改善済

#### 4. 健康福祉部 健康福祉総務課

##### (2) 枚方休日歯科急病診療所運営補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R3.4末現在)	区分
7	診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について [報告書127ページ]	<p>○枚方休日歯科急病診療所運営補助金及び障害者(児)歯科診療事業補助金はいずれも実支出額から実収入額を差し引いた額として補助金の額が算定されることとなっているが、歯科医師会は実績報告において診療収入額を見込み額で計上し、実支出額と実収入額を一致させた形で報告していたことが判明した。</p> <p>○令和元年度の実績報告における診療収入額を歯科医師会から報告を受けた実診療収入額に置き換えて試算した結果、収支差額は1,653千円の黒字となった。この試算を前提とするのであれば、補助金が1,653千円過大に支給されていることとなり、歯科医師会に対して同額の補助金返還を求めなければならないこととなる。</p> <p>○所管課においては、実診療収入額の妥当性を十分に確認し、収支差額を確定した上で、今後、歯科医師会との間で補助金返還請求等の対応について協議する必要がある。</p>	健康福祉総務課	当該補助金における補助金実地調査を行い、補助金の根拠となる実収入額と実支出額を支払通知書等をもって確認し、実支出額と本来の実収入額の差引額を1,771,011円に確定した。また、過大に補助金を交付していたことから、平成31年度当該補助金における交付決定の一部取消しと、当該取消しに係る部分について、その返還を求め、令和2年度中に返還された。	措置・改善済
8	補助対象経費積算の明確化について [報告書129ページ]	<p>○歯科医師会からの決算書の支出の内訳項目のうち研修会費や会議費について内容や対象者について質問したところ、所管課において把握されていないなど、本補助金において改善すべき点として、補助対象経費の妥当性の確認が十分でない点が挙げられる。</p> <p>○休日歯科急病診療所の運営に係るものでなければ補助金の対象経費とならないため、今後は、補助金の申請時において内容を把握し、補助金の趣旨に合ったものであることを確認した上で、実績報告時に申請に沿った内容の支出が行われたことを確認する必要がある。</p>	健康福祉総務課	令和3年度当該補助金の申請時には、対象経費に関するヒアリングを行い、補助金の趣旨に合ったものであることを確認した。また、令和2年度当該補助金の実績報告時には、補助金実地調査を行い、その適切性を確認した上で、補助金額の確定を行った。	措置・改善済

7. 健康福祉部 地域健康福祉室(障害福祉担当)

(1) 重度障害者等住宅改造助成事業補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R3.4末現在)	区分
12	調査事務の委託に係る事業計画書の入手について [報告書166ページ]	<p>○本補助金の交付決定に必要な調査事務は平成8年度より社会福祉協議会に委託しているが、契約書において契約締結後30日以内に提出が必要と規定されている事業計画書の平成30年度及び令和元年度分が社会福祉協議会から未提出のままであった。</p> <p>○一義的には、社会福祉協議会による契約条項の違反ではあるが、枚方市としても事業計画書を確認しないまま業務委託を継続させることは委託した業務の実効性に不安が残り、また、業務完了後の委託業務の評価も適切に実施することが困難となることから、契約条項の遵守が求められる。</p>	地域健康福祉室(障害福祉室)	<p>平成30年度の事業計画書の提出を令和3年2月に受け、令和元年度の事業計画書についても令和3年2月に提出を受けた。なお、当該事業の委託は令和2年度末で終了した。</p> <p>今後、事業評価を適切に実施していく。</p>	措置・改善済

(2) 障害者(児)歯科診療事業補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R3.4末現在)	区分
13	診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について [報告書169ページ]	<p>○枚方休日歯科急病診療所運営補助金及び障害者(児)歯科診療事業補助金はいずれも実支出額から実収入額を差し引いた額として補助金の額が算定されることとなっているが、歯科医師会の実績報告において診療収入額を見込み額で計上し、実支出額と実収入額を一致させた形で報告していたことが判明した。</p> <p>○令和元年度の実績報告における診療収入額を歯科医師会から報告を受けた実診療収入額に置き換えて試算した結果、収支差額は1,653千円の黒字となった。この試算を前提とするのであれば、補助金が1,653千円過大に支給されていることとなり、歯科医師会に対して同額の補助金返還を求める必要があることとなる。</p> <p>○健康福祉総務課と共同で、収支差額の検証を行い、歯科医師会に対して補助金の返還に向けた協議を進める必要がある。</p>	地域健康福祉室(障害福祉室)	<p>令和元年度について、補助金の根拠となる実収入額と実支出額を確認したところ、45,104円過大に補助金を支出していた。過大に交付していた金額について歯科医師会に返還を求め、令和3年3月に返還された。</p>	措置・改善済
14	補助対象経費積算の明確化について [報告書169ページ]	<p>○支出額のうち、歯科衛生士、受付、事務員の日当に関しては設定根拠が不明とのことであり、また、運営費の対象となった障害者歯科運営委員会の議事録の確認等までは行っていないなど、収支決算書における支出額の妥当性の確認まで行われていない状況となっていた。</p> <p>○所管課は歯科医師会へのヒアリングや帳簿、証拠書類の閲覧により、決算額の妥当性について確認する必要がある。さらには、補助対象経費の設定が妥当であるか積算を見直す必要がある。</p>	地域健康福祉室(障害福祉室)	<p>令和元年度について、歯科医師会へのヒアリングや帳簿、出勤簿等の証拠書類を閲覧し、決算額の妥当性の確認を行うとともに、支出の項目内容についても診療所の運営にかかる補助対象経費に該当するか精査し、支出額の妥当性についても確認を行った。</p> <p>次年度以降も継続して、同様の対応を行う。</p>	措置・改善済

(3)精神保健福祉推進事業補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R3.4末現在)	区分
15	活動助成金に係る活動内容の確認について 〔報告書173ページ〕	○精神保健福祉推進事業のひとつにセルフヘルプグループの活動支援があり、複数の家族会へ活動助成金を総額1,555千円支出しているが、社会福祉協議会より枚方市へ提出される精神保健福祉推進事業報告では、具体的な活動の記載がなく、後日、所管課において各家族会の活動内容を確認することが難しいと考えられる。 ○活動助成金を支出している以上、年度ごとのような活動を行ったか確認するために、事業報告において具体の記載を求める必要がある。	地域健康福祉室(障害福祉室)	令和2年度について、各家族会の助成金の使用用途が分かる資料の決算書・事業報告の提出を令和3年3月に受け、具体的な活動内容を把握し、活動助成金に該当する内容であることを確認した。 次年度以降も事業報告の際には、継続して同様の対応を行う。	措置・改善済

(5)基準該当障害福祉サービス(生活介護・自立支援)運営補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R3.4末現在)	区分
16	証跡の不備について 〔報告書177ページ〕	○令和元年度の生活介護サービス提供実績記録票を確認したところ利用者の押印や署名がなされていない実績記録票が散見された。 ○これらについて再提出を求めているとのことであったが令和2年8月時点においては未回収のままとなっていた。利用者印は、サービスの実績確認及び補助金交付の証跡として必要なものであることから今後一層徹底されたい。	地域健康福祉室(障害福祉室)	令和元年度の生活介護サービス提供実績記録票で、利用者印がないものについて、利用者印の押印若しくは署名がなされている実績記録票の提出を事業所に求め、令和3年2月に提出を受けた。 次年度以降は毎月請求のタイミングで、実績記録票に不備がないか確認する。	措置・改善済

10. 土木部 交通対策課

(1)枚方交野交通安全協会補助金

No.	項目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R3.4末現在)	区分
17	本補助金を充当して購入した物品の転用について 〔報告書184ページ〕	○枚方市交通対策協議会の主要行事で必要となる物品について、本補助金を充当して購入していたものが見受けられたが、本来、枚方市交通対策協議会補助金で購入すべきものであり、枚方交野交通安全協会補助金を充当して購入した物品を転用することは適切ではない。	交通対策課	令和2年度までは枚方交野交通安全協会で購入した物品の一部を、枚方市交通対策協議会に流用していたが、令和3年度より枚方市交通対策協議会においても当該費用を予算化し、各々で物品購入を行うこととした。	措置・改善済